

令和3年12月定例会 予算特別委員会 次第 第2日

令和3年12月16日(木)

1. 議案上程(議案第87号から第97号まで)

分科会委員長報告、分科会委員長に対する質疑、市長に対する質疑、討論、表決

出席委員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席委員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
局長補佐	三浦大作
主査	中川祐司

説明のため出席した者

市長	菅原広二	副市長	佐藤博
教育長	鈴木雅彦	監査委員	鈴木誠
理事	佐藤透	総務企画部長	八端隆公
市民福祉部長	伊藤徹	観光文化スポーツ部長	小玉博文
産業建設部長	田村力	企業局長	佐藤孝悦
企画政策課長	杉本一也	総務課長	湊智志
危機管理課長	小澤田一志	財政課長	鈴木健

税務課長	佐藤 淳	福祉課長	高桑 淳
介護サービス課長	菅原 章	生活環境課長	畠山 隆之
健康子育て課長	湊 留美子	観光課長	長谷部 達也
男鹿まるごと売込課長	沼田 弘史	文化スポーツ課長	原田 徹
農林水産課長	鎌田 重美	建設課長	薄田 修一
病院事務局長	三浦 大成	会計管理者	平塚 敦子
教育総務課長	太田 穰	学校教育課長	加賀谷 正人
監査事務局長	佐藤 静代	企業局管理課長	三浦 幸樹
ガス上下水道課長	三浦 昇	選管事務局長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

午前10時01分 開 議

○委員長（進藤優子） これより予算特別委員会を再開いたします。

菅原市長から発言の申し出がありますので、これを許します。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。

本日、議事に入ります前に、特にお許しをいただきまして、ご報告とおわびを申し上げます。

まず、本市職員によるサザエの不法採取についてであります。

昨日、新聞報道もありましたが、本年7月、職員が漁業権の設定されている海域で、サザエ約80個を採取したとして、秋田海上保安部及び秋田地方検察庁から事情聴取を受けております。

司法当局からの処分はまだ明らかになっておりませんが、率先して法令を遵守しなければならない立場にある公務員として許されない行為であり、市に対する市民の皆様や議会からの信頼を著しく損ね、併せて、県漁業協同組合の皆様及び関係者の方々に多大なご迷惑をおかけしたことに對しまして、深くおわび申し上げます。

今回の事案を重く受けとめ、司法当局からの処分が確定次第、厳正な処分を速やかに決定し、公表するとともに、改めて職員の服務規律の徹底と綱紀肅正を図り、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

次に、福祉医療費の受給資格に係る所得判定の誤りについてであります。

このたび、乳幼児や小・中学生、ひとり親世帯の児童等の医療費負担の軽減を図ることを目的に助成している福祉医療制度の受給資格に係る所得判定において、寡婦控除の適用の誤りにより、平成28年度以降、本来は助成対象とならない19世帯23名の方に対し、医療費を助成していたことが判明しました。

現在、対象者の医療機関の受診状況を調査しており、誤りのあった金額について確認作業を進めております。

今回の事案は、事業の内容や制度の要件がシステムの設定・改修に対して正しく反映されているか確認を怠ったことから起きたミスであります。

市民をはじめ議会の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことに対しまして、深くおわび申し上げます。

今後、業務システムの適正管理と複数人でのチェック機能を強化し、再発防止に取り組んでまいります。

次に、いとく男鹿店の閉店の決定に伴う対応について申し上げます。

このことについては、先週6日に株式会社伊徳側から、来春の船越地区への新店舗オープンに伴い、男鹿店は閉店することが決定した旨伝えられたところであります。

具体的な閉店時期など詳細については、現在未定であると聞いておりますが、男鹿店の閉店が市民生活へ及ぼす影響は大変大きいものがあると認識しております。

このため、市としましては、商工、地域交通、生活福祉等の各部署からなる対策チームを立ち上げ、引き続き多方面からの情報収集に努めるとともに、閉店になった際の影響をできるだけ緩和するための手立てについて、模索・検討してまいります。

次に、18歳以下の子どもに10万円相当を給付する国事業への対応について申し上げます。

この事業について、当初国では、年内に現金5万円の給付を開始し、その後、春の卒業・入学・進学期に向けて利用できる5万円相当のクーポンを配布するという二本立てを原則としており、本市におきましても現金5万円の給付に係る予算については、先週7日にご可決いただいたところであります。

その後、国会での審議等を踏まえ、昨日、国から、クーポン分の現金支給はもとより、10万円の現金一括給付を含め、給付方法については自治体の判断に委ねるとの

方針が示されました。

こうした国の方針転換を踏まえ、本市では、子育て関連に限定したクーポンでは利用できる商店やサービスが少ないこと、現金の方が受け取る側が使いやすいこと、また、クーポン配布の事務負担の大きさ等を考慮し、クーポンではなく全額現金で支給することとし、併せて、できるだけ早期に子育て世帯に届けられるよう、中学生以下については今月27日に、申請の必要な高校生等については来年1月から、それぞれ10万円を一括支給したいと考えております。

本定例会におきまして、このあと関連予算を追加提案いたしますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長（進藤優子） 本日の議事に入ります。

議案第87号から第97号までを一括して議題といたします。

この際、分科会における審査の経過について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務分科会委員長の報告を求めます。1番中田謙三委員長

○総務分科会委員長（中田謙三） 総務分科会で審査いたしました議案第87号令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第11号）の条文、歳入全款、総務分科会所管に係る歳出及び所管事項について、審査の経過をご報告いたします。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

第1点として、移住者住宅取得等支援事業補助金について、一つとして、委員より、制度の概要と今年度の利用状況について質疑があり、当局から、住宅取得補助については、取得費用100万円以上、補助率2分の1で限度額50万円、さらに子育て加算として1人につき15万円、親元近居同居加算15万円、市内事業者を活用した場合の加算が20万円である。

今年度の利用者は5名で、さらに2名の相談があったため、補正予算で計上したものであるとの答弁がありました。

二つとして、委員より、移住希望者からの相談対応の現状と県の助成制度等の説明も行っているかとの質疑があり、当局から、移住希望者の相談内容は個々様々なため、

相談内容に応じて対応している。リフォーム等を希望される方には、県の補助制度も説明している。

また、本市の助成制度として、移住希望者が本市へ赴く際の旅費を助成する男鹿市移住活動支援補助金を積極的にPRをしているとの答弁がありました。

三つとして、委員より、移住希望者にとって情報収集は非常に重要な部分であるが、本市への移住のきっかけは、どのような情報によるものか、また、これまでの移住者の実績について質疑があり、当局から、ホームページ等を活用し、様々な情報発信を行っているほか、首都圏等で開催される移住フェア等に参加しての情報発信や、Aターンサポートセンターの本市への強力なバックアップの成果と認識している。

実績については、移住班を設置した平成29年度には8世帯、30年度11世帯、令和元年度11世帯、2年度16世帯で、今年度は現時点で13世帯である。目標として年間12世帯、5年間で60世帯を掲げており、現状、目標を超える成果が得られており、一定の成果が出ていると捉えているとの答弁がありました。

これに対し、委員より、情報発信力に特化した人材を活用する等、「必要なものが必要な人に届く」丁寧な対応に努めていただきたいとの意見がありました。

2点目として、下水道事業会計負担金について、一つとして、委員より、負担金の内容について質疑があり、当局から、企業債利息の減少等により1,093万1,000円繰出基準が減となるものの、年度末に資金不足が発生する見込みとなったことから、基準外として4,500万円を繰り出しするため、差し引き3,406万9,000円を追加するものであるとの答弁がありました。

二つとして、委員より、公営企業の不良債務に対し、補填ありきではいけない。企業側の自助努力が必要である。財政課としての考えについて質疑があり、当局から、財政課としては、不良債務解消分については安易に負担すべきではないと考えているが、不良債務の額が一定の割合を超えると起債が制限されることになるため、苦渋の決断であった。

今後はこれまで以上に水洗化率の向上に向けた加入促進に取り組むほか、経営戦略の改定に沿った作業に取り組み、経営努力を図っていくことが必要と考えているとの答弁がありました。

第3点として、選挙費について、一つとして、委員より、知事選挙費と市長選挙費

の精算による補正予算であるが、衆議院議員選挙費の精算は今回行わないのかとの質疑があり、当局から、衆議院議員選挙費については現在精算作業中のため、令和4年3月定例会の補正予算に計上する予定であるとの答弁がありました。

二つとして、委員より、県南地域で導入された移動期日前投票所の内容について質疑があり、当局から、本年4月の知事選で横手市と湯沢市が県内で初めて導入し、また、9月には大仙市が市議選に導入したものである。

内容としては、バスを利用した移動期日前投票所であり、投票管理者、投票立会人、事務従事者が同乗し、地域へ出向くもので、横手市は2日間で2カ所、湯沢市は4日間で14カ所の過疎地域を巡回し開設したものである。

導入の背景としては、有権者が減少する地域の実情を踏まえた投票区の再編に合わせて実施したもので、横手市は63カ所から57カ所、湯沢市は61カ所から28カ所に再編されたものである。

また、大仙市では部活動等で投票へ行くことが困難な若年層を対象に、大曲高校及び大曲工業高校の2校での開設と、公共交通機関が運行していない地域2カ所で開設したものであるとの答弁がありました。

これに対し委員より、投票所が遠いため、自力で行くのが困難という理由で投票を見合わせるケースも多い。

今後、当市の選挙結果による投票率低下の理由を分析し、高齢化の背景も加味した上で、有権者にとってよりよい方法を検討していただきたいとの意見がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、公共施設等総合管理計画の一部改訂について、平成29年3月に策定した本計画は将来を見据えた30年間の考え方を示す計画であることから、計画の進行管理において10年ごとに基本的な方針等を見直すこととしており、大幅な見直しは令和8年度を予定している。

このたびは「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての方針」の改訂に伴い、ユニバーサルデザイン化の推進方針の追加を行うものである。

また、個別施設計画や長寿命化計画などの策定状況を最新の情報に修正するもので、現在改訂作業中であり、来年1月に総務委員会協議会においてご意見を伺うこととしているとの報告がありました。

この報告に対し、委員より、施設の長寿命化について、今後は船越の児童福祉施設建設事業、船越小学校の大規模改修等、施設整備に関する費用を要することから、老朽化施設の除却に要する費用の増加を見据え、計画的に取り組んでいくべきではないかとの質疑があり、当局から、施設の長寿命化、老朽化施設の解体については令和3年3月に策定した個別施設計画を踏まえ、景観への影響、安全性などを総合的に判断し、優先順位をつけて推進していく必要があると考えているとの答弁がありました。

第2点として、第5次男鹿市行政改革大綱の策定状況について、先月第1回目の行政改革推進委員会を開催し、策定スケジュール、策定方針案及び現時点での取り組み事項の協議を行いさまざまな意見を伺った。

今月23日には、第2回の推進委員会を開催し、素案を決定することとしており、来年1月にはパブリックコメントを募集し、大綱案とした上で総務委員会協議会においてご意見を伺うことにしているとの報告がありました。

報告に対し、委員より、少子高齢化が加速する中、地域に活力を与える拠点として、支所、出張所の役割が重要と認識している。官民挙げての地域づくりが望ましいが、民の力も高齢化しており、職員の地域担当制を大いに期待しているところであるが、コロナ禍により活発に活動できていない現状もある。支所、出張所の役割をどのように捉えているかとの質疑があり、当局から、支所、出張所は地域づくりの拠点として、さらなる活動の活性化が求められていると考えている。このような中で、支所、出張所は、諸証明の発行のみならず、市民からの相談や要望を受け付ける窓口であり、併設する公民館は社会教育を主たる業務としているが、地域住民が集うコミュニティ機能も兼ね、地域を元気にする役割を担っているとの答弁がありました。

これに対し、委員より、船越のいづく店舗内に諸証明発行窓口を開設することで窓口の利用箇所が分散する状況を考慮し、船越出張所及び脇本出張所の窓口職員を2名体制から1名に減ずるとのことだが、市内1支所、7出張所における窓口での諸証明発行実績を勘案した場合、果たして同じ配置数でよいのか。

平成17年の市町村合併から17年経過し、人口は約1万人減少している。この人口減少の加速に対し、コミュニティにおける状況や市民の感覚も変化していることも踏まえ、第5次行政改革大綱に期待しているとの意見がありました。

以上で総務分科会の報告を終わります。

○委員長（進藤優子） 次に、教育厚生分科会委員長の報告を求めます。5番鈴木元章委員長

○教育厚生分科会委員長（鈴木元章） 皆さん、おはようございます。

教育厚生分科会で審査いたしました市民福祉部、みなと市民病院及び教育委員会の予算及び所管事項について、審査の経過をご報告申し上げます。

この際、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

第1点として、委員より、斎場の修繕について、先般の火葬炉の故障により受け入れ休止した経緯を踏まえた今後の改修見通しはどうかとの質疑があり、当局から、今回予算計上した修繕料は、先般の不具合があった部分とは別に、2基の火葬炉の自動式冷却扉及び火葬炉内で使用する棺用の架台の修繕である。

先般の火葬炉の不具合は、電子操作盤の老朽化により、構成する各機器の接点に不具合が生じ、ガス圧低下や点火条件が整わなかったと推察されるものである。緊急総合点検及び部品交換等の保守対応により、当面は問題なく運転できる見込みであるが、施設全体の老朽化が進んでいることから、再度不具合が起こる可能性はあり得ると指摘されており、早期の改修を推奨されている。財政当局と調整の上、大規模改修の早期実施について検討していくとの答弁がありました。

さらに委員より、個別施設計画における方向性について質疑があり、当局から、長寿命化改修等による施設の長寿命化を推進する方針である。設計から完成まで3年ほどで見込んでおり、可能な限り早期に取り組み、改修後、おおむね30年ほどは維持していきたいと考えているとの答弁がありました。

第2点として、小・中学校へのICT活用支援業務について、委員より、一つとして、船川第一小学校を対象としたICTを活用した授業改善支援事業と、その他8校を対象とした小・中学校ICT活用支援事業との違いは何かとの質疑があり、当局から、今年度、船川第一小学校は県のICT推進モデル校に指定されており、県事業をベースに週5日間支援員を配置し、他校については、市独自で週1日支援員を配置している。支援内容については大きな差はないものの、船川第一小学校においては学力向上に資するため、先行研究として授業改善に取り組み、今後、成果を全県に公開することとなっているとの答弁がありました。

二つとして、ICT支援員の配置について質疑があり、当局から、支援員は委託事

業者から派遣されるもので、基本的なパソコン操作等は基より、一定程度の研修を経た後に配置され、システム更新やトラブルの対処等、教員の対応が困難な部分について支援するものであるとの答弁がありました。

三つとして、ICT教育の方向性について質疑があり、当局から、ICTを活用して子どもたちが確かな学力を身に付けていくことが肝要であり、さまざまな課題に対してICTを活用し解決していく力が、将来的には生きる力につながるものと認識している。タブレットは一つのアイテムであり、これまでの教育活動の中にICTを新しいツールとして取り入れ、学習に十分に活用できるようにすることを目標としている。タブレット導入後、教科書等では導き出せないような学びの広がりや深まりが見られ、何よりも子どもたちが意欲的に学習に取り組んでいる。学力の定着、向上に資するべく、引き続き教員の研修等の充実を図りながら授業改善を重ね、家庭への持ち帰り学習も含め、学校と一体となった取り組みを推進していくとの答弁がありました。

第3点として、委員より、高齢者への配食サービス事業の利用者数について質疑があり、当局から、一月の実利用者数は35人程度で推移しており、今年度は2,806食を見込んでいる。利用者負担は1食500円で、夕食分を週2回まで利用可能としている。栄養バランスの取れた食事を提供することと併せ、見守り・安否確認を目的としているものであるとの答弁がありました。

第4点として、医療情報システムサーバー等の更新について、委員より、一つとして、業務のスケジュールについて質疑があり、当局から、更新作業は令和4年4月に着手し9月までに完了し、稼働を開始する予定としている。実施内容は、電子カルテシステムサーバー更新と医用画像管理システムサーバー更新及び院内ネットワーク設備更新の三つであり、それぞれ契約を締結することを想定している。作業時間帯については、市内で唯一24時間稼働している入院可能な病院であることから、各部門と十分な調整を図り、診療に支障がないように進めていくとの答弁がありました。

二つとして、平成27年度導入時の電子カルテシステム関連の事業費1億4,331万6,000円に対して、このたびのサーバー更新に係る事業費を1億3,300万円と見込んだ経緯について質疑があり、当局から、昨今、半導体不足の影響等により、全般的に調達価格が高騰している。平成27年度の医療情報システム導入時の全体事業費は2億4,852万2,889円であったが、同規模病院の事例を基に試算

すると、システム全体を総入れ替えする場合、4億円ほどの費用が見込まれる。市民病院としては、システム導入後、トラブルもあったものの時間をかけて操作に習熟してきたところであり、これが一つの財産であると認識している。また、令和10年度には、新築移転に係る起債の償還が完了する予定であり、その後は長寿命化等の維持経費が見込まれることから、経営改善上、今が頑張りどころと認識している。費用の抑制を図るとともに、現在のシステムへの習熟性を維持し、安定稼働を継続しつつ、本業の収支改善に集中し、経営改善に注力することが極めて重要であるという考えから、今回は老朽化したハード部分の更新をしっかりとやっていきたいとの答弁がありました。

三つとして、サーバーを安全に管理していく方策について質疑があり、当局から、大事な患者情報をしっかりと守っていく観点から、他のネットワークと切り離して運用しており、バックアップは本庁舎2階に専用サーバーを設置し、一定期間はデータを蓄積する体制としている。しかしながら、このたびの見直しに当り、津波等の災害時を考慮し、情報の安全性のさらなる確保を図るため、若美庁舎への専用サーバーの移転を検討しているとの答弁がありました。

次に所管事項であります。

第1点として、当局から、福祉医療費の受給資格に係る所得判定の誤りについて報告がありました。本件は、所得判定時の寡婦控除の適用の誤りによるもので、本来、中学生以下の子どもの世帯やひとり親世帯で寡婦控除が適用されるのは、祖父母等の養育者のみであるが、父母にも寡婦控除を誤って適用していたことにより、制限基準内に該当させていたことから、資料が残る過去5年間遡及し調査を実施したところ、対象者は23名であった。誤りのあった金額については、対象者の医療機関受診状況を調査中で、今後、確認作業を進めるとともに、対象者に対して返還を求めるか否かについて判断するとの報告がありました。

第2点として、当局から、令和6年4月開園予定の仮称船越子ども園の建設に伴う保育送迎ステーションと小規模保育事業所の設置について報告がありました。報告に対し、委員より、設置場所と予算計上について質疑があり、当局から、設置場所は今年度中に決定したいと考えており、決定次第、議会、保護者、地域住民等に説明したい。既存の建物を改修し運用する予定で、令和4年度中に設計費を予算計上し、令和

5年度に工事費を計上し、完成する予定としている。施設設置に当たり、細かな基準があることから、県幼保推進課に確認しながら作業を進めているところであるとの答弁がありました。

第3点として、当局から、男鹿みなと市民病院の施設長寿命化調査の実施及び改修計画の策定について報告がありました。報告に対し、委員より、長寿命化計画の来年度予算への関連について質疑があり、当局から、現在、計画策定に必要な調査を進めており、今後、概算費用を算出した上で年度内に計画を策定し、これに基づき改修を実施していく予定としている。老朽化等により早急な対応が必要な部分については、優先的に洗い出しを進めており、これらについては、計画に明記し、整合をとりながら来年度予算への反映を図っていきたいと考えているとの答弁がありました。

以上で教育厚生分科会の報告を終わります。

○委員長（進藤優子） 次に、産業建設分科会委員長の報告を求めます。4番伊藤宗就委員長

○産業建設分科会委員長（伊藤宗就） 産業建設分科会で審査いたしました観光文化スポーツ部、産業建設部、農業委員会及び企業局の予算及び所管事項について、審査の経過をご報告申し上げます。

この際、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

はじめに、一般会計補正予算についてであります。

第1点として、空き店舗等利活用推進事業補助金について、当局から、店舗部分改修費への補助を3件分450万円見込んでいたが、さらに相談が寄せられており、このたび2件分300万円を増額し、起業しようとする方のタイミングを逃すことなく支援していくものである。

なお、旧男鹿駅舎にて酒醸造所・飲食店を開業した事業者に交付した150万円については、交付決定後に事情の変更が生じたため、交付決定を取り消し、補助金の返還後に商工業振興促進条例に基づく支援に向けた調整を行っていくこととしているとの説明がありました。

この説明に対し、一つとして、委員より、対象5件の内訳について質疑があり、当局から、旧男鹿駅舎にて酒醸造所・飲食店を開業した事業者及び男鹿駅周辺広場にてホットドッグカフェを開業した事業者、戸賀地区でゲストハウスを、また、船越地区

で美容室兼カフェを開業予定の者、さらには北浦地区で魚の加工品製造を予定している者である。この他にも前向きに開業を検討している相談もあるため、状況を見ながら柔軟に対応していきたいとの答弁がありました。

二つとして、委員より、交付決定後に生じた事情変更の経緯について質疑があり、当局から、商工業振興促進条例に基づく奨励措置の対象要件の一つに、「新たに雇用する常勤の従業員のうち市内に住所を有する者が5人以上であること」としつつも、当該事業者の当初計画では雇用予定者数が5人未満であったため、商工業振興促進条例の適用対象とはならず、空き店舗等利活用推進事業補助金の適用を受けるとの協議が整い、補助金の交付を決定したところである。

しかしながら、開業に向け準備を進める中で、当初の想定より従業員数が増加し、商工業振興促進条例に基づく奨励措置の対象要件を充足するに至ったものであるとの答弁がありました。

さらに委員より、交付決定後の取り消しは、法令上適正な事務手続なのかとの質疑があり、当局から、補助金等交付規則第10条では「その後の事情の変更により特別の必要が生じたときには、補助金等の交付の決定の全部を取り消しすることができる」としている。

市としては、男鹿駅周辺において新たな産業や雇用、にぎわいの創出に取り組む若者の起業者を支援することで、まちが活気づくと期待しており、法令順守はもちろんのこと、事業者側にとって、より有利な制度の活用を提供していきたいと考えているとの答弁がありました。

第2点として、東湖八坂神社祭の統人行事船修繕事業について、当局から、東湖八坂神社祭の統人行事に使用する市所有の船2艘については、過去に何度か無償譲渡を船越地区民俗文化財統人行事保存会に打診してきた。このたび、修繕を前提に譲り受けたいとの回答を得たため、降雪前の早急な修繕が必要となり、一時流用で対応したものであるとの説明がありました。

この説明に対し、一つとして、委員より、東湖八坂神社の祭典であり、神社仏閣への支援は政教分離の原則に抵触しないかとの質疑があり、当局から、船の修繕は譲渡前に実施したものであり、譲渡先も行事保存会としていること、また、統人行事は国指定の文化財であり、その範囲で市が補助することは問題ないものと認識していると

の答弁がありました。

二つとして、委員より、船の維持管理と補助金との関連について質疑があり、当局から、今後は統人行事保存会が船の維持管理をし、修繕等は既存の「重要無形民俗文化財保存・伝承活動費補助金」を活用していただくものであるとの答弁がありました。

さらに委員より、潟上市における当該行事への支援について質疑があり、当局から、牛乗り用の黒牛購入やその飼育費に対し補助しているものと伺っているとの答弁がありました。

第3点として、果樹農家災害支援事業について、当局から、降霜等で被害を受けた梨農家に対し、来年度以降の営農に意欲をもって取り組んでいただくよう、防除や肥料など営農経費の一部に対し助成をするものである。

梨の生産に必要な病虫害防除薬品費・肥料費に対する助成は、10アール当たり2万円の定額で、補助率は防除薬剤費・肥料費6万円の3分の1相当としている。

また、霜害を防止するための防霜材の購入に対する助成は、2年続けての降霜被害をかんがみ、防霜1回分の材料購入費に対し、3分の1以内の補助率で助成するものであるとの説明がありました。

第4点として、新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業について、委員より、どのような支援を想定しているかとの質疑があり、当局から、認定就農者1名が来年春から「トルコぎきょう」栽培を始めるべく、園芸用パイプハウス2棟のほか、関連する機械や設備の導入に対する支援を見込むものである。

現在、認定就農者は研修中であるが、来年度事業で実施した場合、4月以降に設備導入することとなり、年度当初の作付けに間に合わないことから、県からの追加申請の打診に合わせ、来年度予定事業を前倒しし、今年度中に設備導入を支援し、春からの営農着手に備えるものであるとの説明がありました。

次に、企業局事業会計補正予算についてであります。

第1点として、ガス事業会計について、委員より、原油や原材料価格などの高騰により、料金への影響が懸念されるが、次年度へ向けてどう見通しを立てているかとの質疑があり、当局から、原料ガスは石油資源開発と価格の取り決めをしており、現時点で大幅な値上がりは予定されていない。ただ、天然ガスのほか、LNGとプロパンガスがあるため、原料費調整制度による若干の影響はあるものの、本市のガス事業に

においては現在、大幅な値上げはないものと考えているとの答弁がありました。

第2点として、下水道事業会計について、委員より、排水戸数が当初の見込みから30戸増加したことは、目標達成の数値と捉えているかとの質疑があり、当局から、今年度は70戸の増加を目標にしており、10月末現在48戸の増加となっている。これらの推移から目標は達成できるものと認識しているとの答弁がありました。

さらに委員より、令和元年度の下水道整備最終工区であった脇本地区の水洗可能戸数と水洗化率はとの質疑があり、当局から、水洗可能戸数は245戸となっている。また、水洗化率は約40パーセント程度にとどまっており、今後も加入率の引き上げに努力してまいりたいとの答弁がありました。

さらに委員より、整備最終工区であった脇本地区、さらには住宅新築等により新規接続が見込まれる船越地区など、市内全域を対象とした場合、この目標数値は安易な設定ではないか。今一度、目標を高く持って努力していただきたいとの意見がありました。

次に所管事項であります。

第1点として、アフターコロナを見据えた男鹿の景観スポット魅力向上業務の進捗状況について、当局から、JR男鹿駅周辺、入道崎灯台周辺、自由提案1カ所の計3カ所について、プロポーザル方式により設置するモニュメントの提案を募集したところ、8者から3カ所それぞれに応募があった。

外部委員5名を含む選定委員会にて、これらの提案を審査した結果、男鹿駅前広場における株式会社See Visionsと、自由提案のうち生鼻崎トンネルにおけるエス・プロジェクト有限会社が、優先交渉権者として選定されたものである。これらについて、デザイン等を協議の上、年内の契約締結、年度内の完成を目指していくものである。

また、入道崎灯台周辺は、基準点に達する提案がなかったものの、自由提案の第2順位であった鵜ノ崎海岸のモニュメントについて、選定委員の評価が非常に高かったため、追加選定に向け提案者と協議したいと考えているとの報告がありました。

この報告に対し、委員より、鵜ノ崎海岸は何千万年も地球の成り立ちが凝縮された場所であり、ジオサイト本来の姿を考えれば、このような一時的なモニュメントの設置には反対であり、再考いただきたい。地域に残されてきた大事な宝であるという

ことを再確認してもらいたいとの意見がありました。

この意見に対し、当局から、鶴ノ崎海岸が持つジオサイトの素晴らしさをないがしろにするつもりは全くなく、むしろその価値を十分に認識しながらジオパーク全体の取り組みを推進していくことが何よりも必要だと考えている。ただ、一方で、アフターコロナを見据え、魅力的で目を引くような仕掛けも必要であり、こうしたインスタ映えするスポットをつくり、視覚を通じた体験がSNSを通じて広く情報発信・拡散されることが新たな観光客の誘引につながるものだと考えている。さらに、設置提案箇所周辺には、堤防や建屋など人工物が存在しているほか、今後検討している小豆岩の展示とモニュメントを一体的なコンテンツとして鶴ノ崎海岸のアピールにつなげてまいりたいとの説明がありました。

以上の議論から、当委員会としては、質疑のあった各委員の提言も踏まえ、実施予定の事業内容については、今後、より慎重に進めるべきと当局に求めるものである。

第2点として、指定管理温泉施設の状況について、当局から、男鹿市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画において、「温浴ランドおが」と「夕陽温泉WAO」を廃止・民間譲渡と位置付けていることから、今回、両温泉施設の状況を確認し、取りまとめた。

両施設の設置目的の一つには、住民の健康及び福祉の増進があることから、今後の個別施設計画の実施には、住民の理解を得ながら進めていくことが必要と考えている。

ただ、一方で、今回実施したアンケートの結果を見ると、利用者が一部の年齢層・地域層に限定されてきており、特にWAOにおいては市外利用者が過半を占めるなど、市民の健康及び福祉の増進を目的とした設置時点の状況とは、大きく変化してきていると分析している。このため、今年度は他自治体との意見交換、利用者アンケートに続き、施設近隣住民との意見交換を実施する。

また、来年度には施設を譲渡する場合に発生するコストや運営継続の手法等を検討しつつ、廃止・事業譲渡の方針案を定め、この方針案について、改めて住民説明会を行った上で施設の廃止・民間譲渡の手續に着手する予定としている。実施した各段階の結果については、今後も議会に報告させていただくとの報告がありました。

この報告に対し、委員より、温泉施設を維持するためにはランニングコストのほか、修繕費など相当の支出が必要となる。もともと「温浴ランドおが」は、温泉郷におけ

る宿泊客への配慮など、日帰り入浴できない地元住民のために整備された施設であった。しかし、既に時代背景も変わっており、今後、民間譲渡を行った場合の受け入れ事業者がいれば別ではあるが、やはり温泉郷事業者と低廉な利用料金で男鹿市民の日帰り入浴客を受け入れてもらうことについて協議すべきではないか。そのためには補助金の支出もやむを得ないと考えるとの意見がありました。

第3点として、船川港港湾ビジョン策定の進捗状況について、当局から、これまで2回の策定委員会を開催しており、来年2月2日には最終の策定委員会にて最終的な取りまとめを行い、3月中にはビジョンの成案を示す予定としている。

現素案では「洋上風力発電事業推進の一翼を担う港湾機能の強化」、「船川港を核とした地場産業の推進」、「船川港ならではのカーボンニュートラルポートの形成」、「船川港の利活用を通じた観光産業の活性化」など、大きく四つの目標を掲げている。その目標には戦略を設け、その戦略にのっとった取り組みを進めることで将来的なビジョンの実現を目指すものであるとの報告がありました。

この報告に対し、委員より、隣接自治体の事業者においては加工品等を仙台港から輸出していると伺っている。国も農水産物等の輸出拡大に具体的な数値や目標を示しているが、船川港もそのような戦略を持ち合わせるべきではないかとの質疑があり、当局から、国は2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円にする目標を掲げ取り組みを推進している。第1回策定委員会においても同様の意見が挙げられており、船川港での取り扱いが期待される木材・水産加工品の輸出についても戦略部分に取り入れたところである。農産物についても成案に向け、具体策を検討してまいりたいとの答弁がありました。

第4点として、米価の下落、梨の災害被害に係る支援資金の貸付状況について、当局から、10月臨時会にて可決いただいた補正予算における稲作農家を支援する稲作緊急支援資金保証料補給費補助は、11月末現在で貸付件数が8件、貸付額が1,054万円となっている。また、梨農家を支援する果樹産地緊急支援資金利子等補給費補助は、11月末現在で貸付実績がなく、さらには、県農業共済組合事業による梨農家収入保険加入者へのつなぎ融資は、11月末現在で16件、2,300万円の融資があったものと伺っているとの報告がありました。

第5点として、旧野石・宮沢地区簡易水道浄水場の売却について、当局から、昨年

度の入札不調を受け、再度、既存建物を解体する条件を付して一般競争入札を実施した。前回同様、共同名義1者から入札参加があったものの、解体撤去費用の高騰により条件が合わないとの事由から入札額が予定価格を下回り、再度、入札は不調に終わった。このため、解体撤去費用算定額を見直し、このたび、共同名義「株式会社加藤商会・株式会社トリマージェイピー」と11月22日に70万円で随意契約を締結したものである。

今後は、厚生労働省に財産処分完了報告を県経由で提出し、その後に示される国庫補助金の返還額を令和3年度中に返還する予定としての報告がありました。

この報告に対し、一つとして、委員より、解体撤去費用の高騰を入札不調の事由としているが、その後の積算をどう見直したのかとの質疑があり、当局から、解体撤去費用の算出は不動産鑑定評価書の建物取り壊し費用査定額を参考にしており、その積算数値は、国土交通省の建設工事費用の相場を示す指標である建設工事費デフレーターを用いて算出している。指標では、本年8月現在において、前年同月と比べ約2パーセント増加していることから、解体撤去費用算定額も同率上乘せして積算を見直したものであるとの答弁がありました。

二つとして、委員より、契約額と予定価格との差がないが、随意契約した事業者に対し予定価格を公表しているのかとの質疑があり、当局から、予定価格については公表していない。ただ、入札時の資料等を事業者も参考にしていることから、同じような価格に至ったものと認識しているとの答弁がありました。

三つとして、委員より、敷地内における井戸からの湧水について、将来における処理問題等を想定し、契約不適合責任などは契約条項に設けたのかとの質疑があり、当局から、自噴する湧水は圧力も低く、それ以上の水量は出ないとの認識で両者が合意したものであり、将来についての確約や覚書等は取り交わしていないとの答弁がありました。

以上で産業建設分科会の報告を終わります。

○委員長（進藤優子） これより分科会委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。15番三浦利通委員

○15番（三浦利通委員） 鈴木教育厚生委員長にお尋ねいたします。

先ほど市長から発言があつて、今の18歳以下の子どもへの給付金の対応について、

今日、追加の補正予算を提案するというような、要するに本定例会の冒頭、7日でしたか、既に5万円の現金支給については議決されておりますけれども、あの時点では残りの5万円についてはクーポンでやると。それは趣旨的には、目的としては経済効果をもたらす等々の目的があったかと思っておりますけれども、所管の委員会として、今の18歳以下の子どもへの給付金について、どういうご審議がなされたものか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（進藤優子） 5番鈴木元章委員長

○教育厚生分科会委員長（鈴木元章） お答えいたします。

今の三浦議員のご質問内容ですけれども、今言ったのは、先ほど言ったとおり確か10号補正の方では、今、三浦議員が言ったとおり5万円の方決まっていたけれども、今回の委員会分科会の中では、その内容の、前回決まった内容の説明はありませんけれども、新しく今日また追加提案される内容については、特に説明はなかったと思います。

○委員長（進藤優子） 再質疑ありませんか。

○15番（三浦利通委員） 常任委員会が9日の日に、時系列的にちょっと話をさせてもらえば、9日に開催された時点では、確かにまだ今のような給付金に対する動きが鮮明ではなかった。ただし、国会質疑の中ではいろんなやり取りがあった。それから、先行した自治体で、もう現金給付にするっていう考え方を示している自治体もあったかと思っております。それで、たまたま13日、月曜日の日に山際経済再生担当大臣が10万円の現金一括給付でも、事後に自治体へ補給金を交付すると。それはあくまでも自治体の判断に委ねるという考え方を示している。正式には15日、昨日ですか、岸田総理がはっきりとした形でそれを言明していると。一気に各自治体におかれましては、全国の自治体におかれましては、現金給付っていうような、全額現金給付っていうような流れが相当今、広がってきていると。昨日、横手市議会では、県内で最も早く10万円の現金一括給付をします。年内にどんどん作業を進めてスタートしたいという、その考え方を示している。しかも横手市においては、今回、所得制限で対象とならない、国の考え方では対象とならない家庭というか子どもへも給付をしていくというような、相当踏み込んだ今、対応をしているということです。私が言いたいのは、先ほどあったように9日、常任委員会の開催された時点では、今言ったような具

体的な動きがまだ見えなかったわけですが、定例会中ですから、委員長なり、委員会の要請の中で、こういう動きが顕在化している中で、なぜ委員会を開催して、議会の対応、議会としての意思判断をやっぱりきちっと協議をした上で方向づけするというか、そういうことがなぜなされなかったのかなど、すごく残念に思います。今の状態でいきますと、この後、補正予算が再提案されて、本会議においては、それなりのやり取りする場があるんですけども、そうすれば、議会もよしとした前段の経済効果をもたらすために、このあと5万円をやるというその方向づけでよしとしたものが、またさらにあれだって、何ぼ国が迷走しているかもしれねけども、我々としてもやっぱりその辺を掘り下げて議論すべきが議会のあるべき姿でねがなっている、ちょっと残念に思いますけども、まず今回、委員長の判断でよ、まず緊急に委員会を開催する云々っていうの、その考え方はまずちょっと委員長報告からずれたお尋ねかもしれないけれども、まずそこら範囲についてちょっと委員長としての判断、思いをお聞かせいただければと思います。どうしてもそれは委員長報告外だとすれば、それはそれで結構ですけども。

○委員長（進藤優子） 鈴木元章教育厚生分科会委員長

○教育厚生分科会委員長（鈴木元章） 今の三浦議員の質問、本当に私も個人的には本当にそのとおりだと思います。ただ、情報等、皆さんもご存知のとおり、恐らく市役所の職員の方でも、多分どこの行政の人もそうだけれども、国の方であのとおり、目の前にえさを何か振りまいて、やるよ、やるようなことを言ってましたけれども、実際は本当に決まっていなかったということで、恐らくそうなるだろうとは私も、これは期待もしてましたし、想像もしてましたけれども、その部分やっぱりまだはっきりした情報等得てなかったもので、今回、委員会の方では特に上げなかったということになります。

○委員長（進藤優子） さらに質疑ありませんか。

○15番（三浦利通委員） 終わります。

○委員長（進藤優子） 15番三浦利通委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。10番佐藤誠委員

○10番（佐藤誠委員） 私からも鈴木教育厚生委員長にお尋ねしたいと思います。

またこれも市長の報告にもありましたけども、福祉医療制度のこの受給資格にかか

わるこの23名のミスがあったということなんですけど、報告では、市長答弁も委員長の報告もですね、確認作業を進めていて、返還を求めるかどうかは、それまだはつきりしてない状態なんですけど、委員会ではその辺のことを踏み込んでどうするべきかとかという話があったのかどうかを伺いたいと思います。

○委員長（進藤優子） 鈴木元章委員長

○教育厚生分科会委員長（鈴木元章） この福祉医療の受給についても、正直、委員会の方ではそこに突っ込んだ話し合いはなされませんでした。

また、私個人的に変わって変ですけども、この福祉医療の受給のシステムについては、恐らく同じような事業所でずっと何年もほかのところもやったということ、それは多分説明を受けて私も納得しましたので、具体的に今申し上げたとおり、詳しい状況については私も聞きませんでしたし、各委員からもそういうふうな質問はありませんでした。

○委員長（進藤優子） 再質疑ありませんか。

○10番（佐藤誠委員） 終わります。

○委員長（進藤優子） 10番佐藤誠委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより、ただいま各分科会委員長へ行った質疑事項について、さらに質疑を行う点がある場合、特に市長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。15番三浦利通委員

○15番（三浦利通委員） 先ほど冒頭の市長の市長報告の中で、先ほどもありました子どもへの現金支給の関係ですけれども、3ページ目の中段に「こうした国の方針転換を踏まえ、本市では子育て関連に限定したクーポンでは、利用できる商店やサービスが少ないこと、現金の方が受け取る側が使いやすいこと」、クーポンでは利用できる商店やサービスが少ないこと、堂々とこういう作文を書く、どなた担当書いたかわかりませんが、こんなことはよ、後付けの理由付けであって、当初からこういう課題があるということは、普通はわかっているとしたならば、そういう課題を何とか解消するためによ、やっぱり担当者っていうか当局の努力ってあってしかるべき。

作文としては立派だから、これ市長そのまま読んだがわからんけども、こんなことっておい具合悪いんでねがと。もしかすれば商店街等はよ、こういうクーポンでやってもらえれば、いろんな面で商売上、助かるっていう、そういう期待した人、現在よ、期待している人方も多いと思うんだよな。そういうふうな使い道を、なぜスタート時点から考えておかなかったのかと。簡単にこういうふうによ、書いても、理由とすればこれ上手に書いたかもしれねけども、何となくこういう感覚自体にや、やっぱりおい、ちょっと私は問題あると思う。現金給付は前から言われてる、昨年よ、ああいいう国民へのあの現金給付の際も、比較のお金、裕福な国民の方々大方貯蓄に回って、経済効果が薄いついていうようなことで、こういう今回もよ、クーポンで半分ついでいうような、国はそういう考え方の整理の中でこの間までやってきたはずなんだ。まして地方だって、さっき言ったような、やっぱり経済状況、特に、そうでなくても商店街等についてはやっぱりいろんな面で疲弊している、難儀を強いられているって、そういうものを可能な限りこういう機会にやっぱり助けてやるって、その思いが背景があったと思うんだよな。だからそういう部分を、安易にこういうふうにして、やっぱり取り除くついでいうのは、やっぱり具合悪いんでねべがなと思う。もっと根性をもって、努力していくついでいう、理論武装していくついでいうそういう姿勢があってもいいんでねがなという気がしますけども、菅原市長からその辺あれだ、ちょっとお聞かせください。

○委員長（進藤優子） 菅原市長

○市長（菅原広二） 今の議員の意見を真摯に受けとめて、今後よく対応していきたいと思っています。

クーポンありきで進んであったことは事実だと思います。そのものについて、私たち、スタッフと一緒にかなり議論を進めてきたところですよ。使い方が本当に困るなど。男鹿市内ではどういうふうな使い方すればいいんだろうと。使い方の範囲を広げる工夫とか、そしてまた、使用範囲を、地域を男鹿市に限定しないで、やっぱり広域的に秋田市にまで広げるとか、そういうことも検討しなきゃだめだなど、そういう思いも持ってあったわけですけども、国の方針も急きよな、その急速なというか、そういう転換によって、やっぱり日本銀行の発券の商品券が一番利活用がいいと。そしてまた、皆さんがご存知のように事務手続がかなりのその繁雑を極めているその状況もありま

すので、こういう決断に至った次第です。何とか今後は、もっと皆さんともね、そういう議論を深めながら、本音で議論を重ねていければいいと思っていますので、今回のご意見を真摯に受けとめて、今後の参考にしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

以上です。

○委員長（進藤優子） 再質疑ありませんか。

○15番（三浦利通委員） 終わります。

○委員長（進藤優子） 15番三浦利通委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより採決いたします。

議案第87号から第97号までを一括して採決いたします。本11件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子） ご異議なしと認めます。よって、本11件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員長報告については、当席にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は当席に一任されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。

午前11時16分 閉 会